

審査書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 原子炉施設保安規定の変更の認可について

原規規発第2009244号
令和2年9月24日
原子力規制委員会

・ 審査の結果

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「申請者」という。）から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき申請のあった「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請について」（令和2年3月2日付け令01原機（科保）081をもって申請。以下「本申請」という。）が法第37条第2項第1号に定める試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないこと、及び同項第2号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、法第37条第2項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

・ 申請の内容

本申請の内容は、以下のとおりである。

- ・ 日本原子力発電株式会社東海第二発電所緊急時対策所等の設置に伴い、原子力科学研究所の周辺監視区域の一部を変更する。

・ 審査の方法

原子力規制委員会は、審査において、本申請の内容が法第37条第2項第1号に定める試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないこと、及び法第37条第2項第2号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当しないことを確認する。

原子力規制委員会は、本申請の変更が、法第37条第2項第2号に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉によ

る災害の防止上十分でないものであること」に該当しないことを確認するため、試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準（原規研発第1311273号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）に示された要件を満たしているかについて確認する。

なお、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第12号）附則第8条第1項及び第2項により、同規則の施行に伴い新たに要求される品質マネジメントシステム等に関する保安規定変更認可申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあった日までの間は、なお従前の例によることとしていることから、原規規発第2002054号（令和2年2月5日原子力規制委員会決定）による改正後の審査基準は用いない。

・ 審査の内容

本申請に係る変更は法第37条第2項第1号に定める試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないこと、及び法第37条第2項第2号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

審査の内容を以下に示す。

1. 法第37条第2項第1号

本申請の内容は原子力規制委員会が令和2年8月21日付け原規規発第2008214号で許可した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の申請書（令01原機（安）008（令02原機（安）004をもって一部補正。）以下、「設置許可申請書」という。）に記載された立入制限等の周辺監視区域に係る措置に関する内容を満足することを確認した。

2. 法第37条第2項第2号

審査基準においては、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第15条第1項第6号のうち周辺監視区域について、周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関することが明記されていることを、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項としている。

申請者は、日本原子力発電株式会社が実施する緊急時対策所等の設置のための用地として原子力科学研究所北側の敷地の一部を貸与するため、周辺監視区域を変更するとしている。

原子力規制委員会は、周辺監視区域の設定について、設置許可申請書に基づき周辺監視区域が一部変更されていることを確認したことから、試験炉規則第15条第1項第6号の規定に適合すると判断した。